

令和6年度 宗像の郷 中央学園 宗像市立中央中学校 学校部活動に係る活動方針

1. はじめに

部活動は、体力の向上や健康の保持促進、専門的な技術向上だけでなく、異年齢との交流を通して生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、その教育的な意義は大きいものがある。本校でも質の高い「文武両道」を掲げ、学校教育の一環としてだけでなく、スポーツの振興や芸術文化の発展に大きく関わって欲しいと考えている。このことは、個々の生徒にとって教育的な意義や効果が大きいことに加え、学校全体にとっても活力及び帰属意識の高揚に繋がることを期待し、推奨に努めてきた。

一方で、今日の社会情勢の変化は激しく、部活動を取巻く環境も著しく変わってきており、従前の運営体制や活動内容を見直し、持続可能な効果的・効率的な活動内容への転換を求められている。これらのことから、心身共に豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤となる部活動が持続可能なものとなるよう、活動方針を定める。

2. 「学校部活動に係る活動方針」の位置づけ

現行の学習指導要領総則を踏まえ、部活動は学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意し、効果的・効率的な取組となるよう実施する。

3. 適切な運営のための体制整備

(1) 本校方針の策定、及び各部活動の活動計画の作成・公表等

- ① 校長は、学校設置者が示す「宗像地区学校部活動ガイドライン（改訂版令和5年6月）」に則り、毎年度、「学校部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休業日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。これを受け、校長は、「部活動方針」及び「各部活動の年間活動計画」をホームページやPTA総会等で公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、部活動数について、生徒及び教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。
- ② 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効果的・効果的な運営、部活動顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。
- ③ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、研修会等を開催し、部活動指導員を活用するなど、複数の部活動顧問等を配置するよう努める。
- ④ 校長は、部活動指導員の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導の内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、

部活動顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行わせ、情報の共有と共通理解を図る。

- ⑤ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績に確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

4. 合理的且つ効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒自ら考え、計画していく指導方法等を実践し、生徒自らが目標・課題を設定し、その達成・解決に向けて主体的に取り組む力を育成する。
- (2) 部活動の実施に当たっては、スポーツ庁が作成した国のガイドライン及び宗像地区学校部活動ガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、安全管理体制の確立と怪我事故等の防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。なお、夏季の部活動においては、熱中症事故防止の徹底を図り、落雷・突風・竜巻・雹など急激な気象変化の情報を活動前に収集し、早めの判断と決断をすること。
- (3) 各部活動顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた適切なトレーニングを実施し、生徒の発達段階に応じた安全且つ効果的な活動を実施する。その際、競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。また、スポーツ医学・スポーツ科学の研究成果（発達の個人差・女性特有の健康問題）などの正しい知識を習得し、指導において積極的に活用する。
- (4) 各部活動顧問は、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、生徒の進路実現に向けた学習目標が達成できるよう効果的な運営を行う。
- (5) 各部活動顧問は、大会や発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習等強いることがないように留意する。
- (6) 参加する大会については、中体連・教育委員会が主催共催後援する大会とする。それ以外の大会への参加は、生徒に与える教育的意義や生徒顧問の負担等を考慮して精査し、校長が認めた場合のみとする。
- (7) 部活動は、閉鎖的な状況での活動となりがちなので、指導者の個人的な考えや方針により、不適切な活動にならないように留意すること。また、体罰は学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であるとともに、人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではない。さらに、体罰・ハラスメント行為を防止するために指導者は、生徒との関係が支配・被支配の関係になる危険性があることを常に意識し、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係を構築すること。

ア 体罰行為の防止

- ・学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等もちろん、懲戒としての体罰も禁止である。
- ・生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は許されない。
- ・体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的・精神的に悪影響を及ぼすという認識を持つこと。

イ ハラスメント行為の防止

- ・セクシャル・ハラスメントは指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりでの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えているかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておくこと。
 - ・パワー・ハラスメントは、指導者と生徒の人間関係の中で言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、いやがらせ等また、身体や容姿に係ること、人格的否定（人格等を侮辱したり否定したりする）するような発言等はあってはならない。
- なお、上記のような行為が発覚した場合、厳重に指導するとともに再び繰り返された場合は、顧問を外し、指導や大会運営に一切関わらせないこととする。

5. 適切な活動時間と休業日等の設定

(1) 部活動における活動及び休養日については、生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準のとおり設定する。

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日を休養日とすること。週末に大会等で活動した場合は、休養日を平日に振り替えること。ただし、学校休業日が連続する場合は、休養日を設定することとする。) 以下に示す土日等の活動については、部活動の地域クラブ活動への移行を踏まえ、地域クラブ活動の活動場所となる学校施設の確保等を目的に休養日とする。

令和6年4月より、毎月第1土曜日・翌日曜日、第3土曜日・翌日曜日

令和7年4月より、毎月第1土曜日・翌日曜日、第2土曜日・翌日曜日、毎月第3土曜日・翌日曜日

令和7年9月より、平日2日の休養日

令和8年4月より、毎週土日及び祝祭日

令和9年4月より、平日の部活動（サークル活動）2日とする。

また、平日の活動については、国・県・宗像市の方針に則り、地域クラブ活動への移行を視野に入れ、令和6年6月より平日2時間程度を徹底することとする。

(特に5時間授業時の2時間程度を徹底する。)

- ② 1日の活動時間は、平日は2時間程度（朝練を含む）とし、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的で且つ効率的・効果的な活動を行うように努力すること。尚、朝練は当該顧問の付き添いのある場合に限り認める。
- ③ 長期休業中の休養日も学期中に準じた扱いとし、適切な休養期間を設ける。
- ④ 長期休業中の学校閉庁日は休養日とする。また、定期考査前1週間は、部活動休養日とする。ただし、2週間以内に公式戦がある場合、短時間の活動を校長の許可を受け行うことができる。さらに、夏季中体連大会や吹奏楽コンクールの1週間前の期間は、第1第3土日であっても土日のいずれかに練習や練習試合等を校長の許可を受けて行うことができる。但しその分、翌週月曜日を休養日とし、それとは別に平日1日の休養日を設けることとする。(宗像市教育委員会 r 6. 5. 1 5 通知より)
- ⑤ 他校等との合同練習または練習試合等の場合は、上記活動時間を超えた時間となる場合もあり得るが、生徒の身体的・精神的な負担やバランスの取れた学校生活の実現の観点から、翌週2日しっかりと休養日を設けるなど配慮し、生徒の疲労感や心身の状態を把握するように努める。

6. 設置部活動

<体育部>

陸上競技（男・女）、バスケットボール（男・女）、女子バレーボール、サッカー、剣道（男・女）、軟式野球、女子ソフトテニス、卓球（男・女）

<文化部>

吹奏楽、美術

7. サークル設置基準・部廃止基準

これは、学校部活動が2027年9月から希望する生徒による多様なスポーツ・文化芸術活動（対外試合等をしない・週2日程度教員の勤務時間内に実施）をサークル活動とする形態に移行することを前提に規定するものである。

- (1) サークルを新たに設置するためには、特定の専門的知識・技能を持った教員に併せて外部指導者等により指導できる体制があり、参画する生徒が複数名以上存在すること。
- (2) 既存の部に1年以上活動実績がなく、部員の確保が望めない場合、部を廃止する。
- (3) サークル設置に活動実績はあっても、特定の専門的知識・技能を持った教員に併せて外部指導者も指導できなくなった場合には、廃止する。

[附則] 本活動指針は、令和6年6月1日から施行する。